申告期間 2月18日 (2)~3月15日 (3)

税の申告が始まります

平成30年分の所得税の確定申告,平成31年度分の市県民税の申告が始まります。申告書は早めに作成して忘れずに提出しましょう。



●市県民税申告・確定申告相談 固 税務課市民税係(☎82-1125)

不動産や株の譲渡所得,配当所得,退職所得や繰越損失等の分離申告および住宅取得控除は,下記の会場では受けられません。厚狭税務署へお問い合せください。

会 場	日程	時間
市役所 3階大会議室	2月18日月~3月15日金(土·日曜日は除く)	9:00 ~ 16:00
厚陽公民館 2 階講堂	2月20日(水)	9:30 ~ 13:00
埴生公民館 2 階大講堂	2月21日(水)・22日(金)	
商エセンター 2階大会議室	2月27日(水)	9:30 ~ 15:30
厚狭地区複合施設 2階第1研修室	3月 1日 金	
赤崎公民館 第1研修室	3月 5日似・6日例	
本山公民館 研修室	3月 7日(水)	9:30 ~ 13:00
有帆公民館 会議室	3月 8日 金	9:30 ~ 11:30

●所得税申告·確定申告相談

圆 厚狭税務署 (☎ 72-0180)

会 場	日程	時間
厚狭税務署	2月18日月~3月15日金(土·日曜日は除く)	8:30 ~ 16:00

申告に必要なもの

- ●印判 (スタンプ印は不可)
- 2給与や公的年金等の源泉徴収票等

事業や農業,不動産等の収入がある人は,必ず収支 内訳書を作成してください。

❸個人番号カード

または通知カード + 運転免許証,パスポート等

- ⁴控除を受ける場合に必要な書類
- 医療費控除

医療費の支払額、保険等で補てんされる金額を記入した医療費控除の明細書

- ※明細書は国税庁ホームページからダウンロードで きるほか、厚狭税務署、税務課、山陽総合事務所、 各支所、出張所にも備え付けています。
- 社会保険料控除

国民年金・国民健康保険等の支払証明書

- 生命保険料控除・地震保険料控除 支払保険料の控除証明書
- 障害者控除 障害者手帳,要介護による市の認定証等
- **寄附金控除** 寄附金の領収書

申告会場へ行かなくても提出可能! パソコン等で作成して郵送が便利

http://www.nta.go.jp

スマートフォン等専用の QR コード**▶ 📺**



- ◎24 時間いつでも利用可能
- ◎自動計算機能があり簡単入力
- ◎申告会場で順番待ちをする必要なし
- ◎データを保存すれば, 来年も利用可能



各会場とも初日や午前中は 混み合います。また、会場 の駐車場には限りがありま すので、ごろ承ください。